様式１

整理番号	健康－法申－27

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	食鳥処理事業の変更の許可申請
概　要	食鳥処理場の許可を得た後に、食鳥処理施設の構造や設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第６条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第３条
審査基準	・食鳥処理業の許可を受けた者が、食鳥処理場の構造又は設備を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではありません。 ただし、次の場合は届出となります。 ア　食鳥処理に使用する機械の変更（処理能力が変わらない場合） イ　照明装置の変更 ウ　食鳥処理場内の水道配管の変更 ・食鳥処理場の構造設備基準に適合する必要があります。 構造設備基準については、参考資料「食鳥－１」を参照してください。 ・許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は規則に定める設備基準に適合しない時は許可を与えない場合があります。 一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二　第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三　成年被後見人 四　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	１５日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	食鳥処理の事業変更許可申請書（正・副）、施設図面、設備・機械の仕様書等、許可証及び手数料を許可を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料：10,000円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備　考	・変更許可の変更許可申請については、事前に大阪市保健所生活衛生監視事務所へ相談してください。 ・食鳥処理場の全面建て替えの場合は、廃業届出した後に新規の営業許可を取得することになります。